

令和6年6月

単位（円／日）

施設利用料	【基本型】				【在宅強化型】			
	4人部屋・2人部屋		個室		4人部屋・2人部屋		個室	
負担割合	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
要介護1	836	1,672	756	1,512	918	1,836	831	1,661
要介護2	889	1,777	805	1,609	999	1,997	910	1,820
要介護3	957	1,914	873	1,746	1,069	2,138	979	1,957
要介護4	1,013	2,026	931	1,862	1,130	2,260	1,039	2,077
要介護5	1,067	2,134	983	1,965	1,186	2,372	1,097	2,193
負担割合			1割			2割		
サービス提供体制加算(Ⅰ)			24			47		
サービス提供体制加算(Ⅱ)			19			38		
サービス提供体制加算(Ⅲ)			7			13		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			所定単位数に7.5%を乗じた単位数					
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数に7.1%を乗じた単位数					
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数に5.4%を乗じた単位数					
居住費 ※軽減措置あり			4人部屋・2人部屋			460		
			個室			A:3,100 B:2,600		
食費 ※軽減措置あり			1,920（朝：460 昼：740 夕：720）				おやつ	80

施設利用料は介護保健施設サービス費の4級地計算した額です

加算料金について 単位（円／日） 該当される方のみの算定となります		1割	2割
初期加算（Ⅰ）：入所後30日以内 急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院した場合		64	127
初期加算（Ⅱ）：入所後30日以内 上記以外		32	64
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	(Ⅰ)(Ⅱ)：【基本型】【在宅強化型】で要件を満たした場合	54	108
夜勤体制加算：夜勤職員を基準以上に配置している場合		26	51
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)・褥瘡関連のリスクについて3月に1回、評価を行い結果を厚生労働省に提出している場合 ・褥瘡の発生リスクのある利用者等に褥瘡ケア計画を作成している場合 ・褥瘡管理を実施し定期的に記録し、3月に1回、褥瘡ケア計画を見直している場合	4/月	7/月
	(Ⅱ)：(Ⅰ)に加え、褥瘡が発生するリスクがある入所者等について褥瘡が発生していない場合	14/月	28/月
排せつ支援加算	(Ⅰ)：3月に1回の排せつに関する支援計画を作成、見直しを行い6月に1回、評価を厚生労働省に提出している場合	11/月	21/月
	(Ⅱ)：(Ⅰ)の要件に加え、軽減が見込まれる者について排尿・排便の一方が改善かいずれも悪化しない場合。又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合	16/月	32/月
	(Ⅲ)：(Ⅰ)に加え、軽減が見込まれる者について排尿・排便の一方が改善かいずれも悪化しない場合。かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	21/月	42/月
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(Ⅰ)(Ⅱ)に加え口腔衛生管理加算及び栄養マネジメント強化加算を算定している	56/月	112/月
	(Ⅱ)リハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること	35	70
短期集中リハビリテーション実施加算	(Ⅰ)：入所後3月以内 概ね週3回以上実施 1月に1回以上A D L等の評価、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出している場合	272	544
	(Ⅱ)：入所後3月以内 概ね週3回以上実施	211	422
認知症ケア加算：認知症専門棟に入所され、認知症ケアを実施する場合		81	161
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)：日常生活自立Ⅲ以上が1/2以上、認知症介護実践リーダー研修修了者が規定数ある場合	4	7
	(Ⅱ)：(Ⅰ)の要件に認知症介護指導者養成修了者を1名以上配置している場合	5	9
認知症チームケア推進加算	(Ⅰ)：認知症ケアに向けて予防に資する取り組みを複数人のチームで実施している場合。指導に係る専門的な研修を修了している者を配置している。	159/月	317/月
	(Ⅱ)：認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置している場合	127/月	253/月
認知症短期集中リハビリテーション加算	(Ⅰ)：認知症と医師により判断された者で集中的にリハビリを行った場合・厚生労働省が定める基準に適合している場合	253	506
	(Ⅱ)：認知症と医師により判断された者で集中的にリハビリを行った場合	127	253
若年性認知症利用者受入加算：若年性認知症のある方が利用した場合		127	253
認知症行動・心理症状緊急対応加算：緊急に介護保険サービスを行った場合		211	422
療養食加算：医師により病状などを判断し、特別食を提供した場合 ※1食あたり		7	13
口腔衛生管理加算	(Ⅰ)：歯科医師又は歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い技術的助言を行った場合	95/月	190/月
	(Ⅱ)：(Ⅰ)に加え口腔衛生等の管理に係る計画内容の情報を厚生労働省に提出した場合	116/月	232/月
経口移行加算：経管栄養の方が経口からの摂取ができるように進める場合180日以内（医師の診断で継続あり）		30/日	59/日

経口維持加算	(Ⅰ)：摂食障害のある方に医師の指示に基づき経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合	422/月	844/月	
	(Ⅱ)：経口維持加算（Ⅰ）を算定し、歯科医師、歯科衛生士、又は言語聴覚士が加わった場合	106/月	211/月	
再入所時栄養連携加算：医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理の調整を行った場合1回限度		211	422	
栄養マネジメント強化加算：管理栄養士の配置。食事の観察を週3日以上行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整を行う場合。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合		12/日	23/日	
外泊時費用：1月上限6日（外泊初日と最終日は除く）		382	763	
外泊時費用（在宅サービス利用）：外泊が認められ、当施設より在宅サービスを利用した場合		844	1,687	
緊急時治療管理：緊急的な治療管理をして処置を行った場合		546	1,092	
所定疾患施設療養費	(Ⅰ)：該当する疾患について投薬、検査、処置等を行った場合	252	504	
	(Ⅱ)：(Ⅰ)の要件に加え医師が感染症対策に関する研修を受講している場合	506	1,012	
かかりつけ医連携薬剤調整加算	(Ⅰ)イ：入所前に6種類以上の内服薬があり療養上の指導を行っている。入所後1月以内にかかりつけ医に処方の変更の可能性について合意を得ている場合	148	295	
	(Ⅰ)ロ：イの一部の要件を満たしている場合	74	148	
	(Ⅱ)：(Ⅰ)のイ又はロを算定し必要な情報を厚生労働省に提出した場合	253	506	
	(Ⅲ)：(Ⅱ)を算定。入所時より内服処方を1種類以上減少している場合	106	211	
自立支援推進加算 医師が医学的評価を6月に1回行い、3月に1回入所者ごとに支援計画を見直している。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出している場合		317/月	633/月	
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ)ADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の心身の基本情報を厚生労働省に提出している場合	43/月	85/月	
	(Ⅱ)(Ⅰ)に加え疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出している場合	64/月	127/月	
安全対策体制加算（入所時） 外部研修を受けた担当者を配置し、安全対策の体制が整備されている場合		21	42	
入所前後訪問指導加算	(Ⅰ)：入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合 1回限度	475	949	
	(Ⅱ)：施設サービスの計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の支援計画を策定した場合	506	1,012	
退所時栄養情報連携加算 特別食又は低栄養状態の利用者に対して管理栄養士が医療機関等に情報提供した場合		74	148	
協力医療機関連携加算	(Ⅰ)：R6年度まで 協力医療機関との間で情報を共有する会議を定期的実施している場合	106/月	211/月	
	(Ⅰ)：R7年度から 協力医療機関との間で情報を共有する会議を定期的実施している場合	53/月	106/月	
	(Ⅱ)：R7年度から (Ⅰ)の協力病院以外	6/月	11/月	
高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)：新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している	11/月	21/月	
	(Ⅱ)：医療機関から3年に1回以上感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている	6/月	11/月	
新興感染症等施設療養費 パンデミック発生時等、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った場合。1月に1回、連続5日を限度		253	506	
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)：(Ⅱ)の要件に加え、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。又、職員間の適切な役割分担を行っている	106/月	211/月	
	(Ⅱ)：業務改善の取り組みを1年以内に1回提供し見守り機器等のテクノロジーを1以上導入している	11/月	21/月	
退所時情報等	試行的退所時指導加算：利用者様及び家族様に対する指導を行った場合		422	844
	退所時情報提供加算（Ⅰ）：退所後の主治医に対する情報提供を行った場合（居宅）		527	1,054
	退所時情報提供加算（Ⅱ）：退所後の主治医に対する情報提供を行った場合（医療機関）		264	527
	入退所前連携加算（Ⅰ）：入所前または後30日以内に居宅介護支援事業所と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合		633	1,265
	入退所前連携加算（Ⅱ）：入所期間が1月を超えて退所し、居宅サービス等を利用する場合、居宅介護支援事業所に診療状況や居宅サービスに必要な情報を提供した場合		422	844
	訪問看護指示加算：退所時に訪問看護指示書を発行した場合		317	633
ターミナルケア加算：ターミナルケアを行い、死亡された場合		死亡日以前31～45日	76	152
		死亡日以前4～30日	169	338
		死亡日前日及び前々日	960	1,919
		死亡日	2,003	4,006

令和6年6月

単位（円／日）

施設利用料	【基本型】		【在宅強化型】	
	4人部屋・2人部屋	個室	4人部屋・2人部屋	個室
負担割合	3割	3割	3割	3割
要介護1	2,508	2,268	2,754	2,492
要介護2	2,666	2,413	2,995	2,729
要介護3	2,871	2,619	3,207	2,935
要介護4	3,039	2,792	3,390	3,115
要介護5	3,200	2,947	3,558	3,289
負担割合		3割		
サービス提供体制加算(Ⅰ)		70		
サービス提供体制加算(Ⅱ)		57		
サービス提供体制加算(Ⅲ)		19		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数に7.5%を乗じた単位数		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数に7.1%を乗じた単位数		
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数に5.4%を乗じた単位数		
居住費 ※軽減措置あり	4人部屋・2人部屋		460	
	個室		A:3,100 B:2,600	
食費 ※軽減措置あり		1,920（朝：460 昼：740 夕：720）		おやつ 80

施設利用料は介護保健施設サービス費の4級地計算した額です

加算料金について 単位（円／日） 該当される方のみの算定となります		3割
初期加算（Ⅰ）：入所後30日以内 急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院した場合		190
初期加算（Ⅱ）：入所後30日以内 上記以外		95
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ)(Ⅱ)：【基本型】【在宅強化型】で要件を満たした場合		162
夜勤体制加算:夜勤職員を基準以上に配置している場合		76
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)・褥瘡関連のリスクについて3月に1回、評価を行い結果を厚生労働省に提出している場合 ・褥瘡の発生リスクのある利用者等に褥瘡ケア計画を作成している場合 ・褥瘡管理を実施し定期的に記録し、3月に1回、褥瘡ケア計画を見直している場合	10/月
	(Ⅱ):(Ⅰ)に加え、褥瘡が発生するリスクがある入所者等について褥瘡が発生していない場合	42/月
排せつ支援加算	(Ⅰ):3月に1回の排せつに関する支援計画を作成、見直しを行い6月に1回、評価を厚生労働省に提出している場合	32/月
	(Ⅱ):(Ⅰ)の要件に加え、軽減が見込まれる者について排尿・排便の一方が改善かいずれも悪化しない場合。又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合	48/月
	(Ⅲ):(Ⅰ)に加え、軽減が見込まれる者について排尿・排便の一方が改善かいずれも悪化しない場合。かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合	63/月
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(Ⅰ)(Ⅱ)に加え口腔衛生管理加算及び栄養マネジメント強化加算を算定している	168/月
	(Ⅱ)リハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること	105/月
短期集中リハビリテーション実施加算	(Ⅰ)：入所後3月以内 概ね週3回以上実施 1月に1回以上ADL等の評価、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出している場合	816
	(Ⅱ)：入所後3月以内 概ね週3回以上実施	633
認知症ケア加算：認知症専門棟に入所され、認知症ケアを実施する場合		241
認知症専門ケア加算	(Ⅰ):日常生活自立Ⅲ以上が1/2以上、認知症介護実践リーダー研修修了者が規定数ある場合	10
	(Ⅱ):(Ⅰ)の要件に認知症介護指導者養成修了者を1名以上配置している場合	13
認知症チームケア推進加算	(Ⅰ):認知症ケアに向けて予防に資する取り組みを複数人のチームで実施している場合。指導に係る専門的な研修を修了している者を配置している。	475/月
	(Ⅱ):認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置している場合	380/月
認知症短期集中リハビリテーション加算	(Ⅰ)：認知症と医師により判断された者で集中的にリハビリを行った場合・厚生労働省が定める基準に適合している場合	759
	(Ⅱ)：認知症と医師により判断された者で集中的にリハビリを行った場合	380
若年性認知症利用者受入加算：若年性認知症のある方が利用した場合		380
認知症行動・心理症状緊急対応加算：緊急に介護保険サービスを行った場合		633
療養食加算：医師により病状などを判断し、特別食を提供した場合 ※1食あたり		19
口腔衛生管理加算	(Ⅰ):歯科医師又は歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行い技術的助言を行った場合	285/月
	(Ⅱ):(Ⅰ)に加え口腔衛生等の管理に係る計画内容の情報を厚生労働省に提出した場合	348/月
経口移行加算：経管栄養の方が経口からの摂取ができるように進める場合180日以内（医師の診断で継続あり）		89/日

経口維持加算	(Ⅰ)：摂食障害のある方に医師の指示に基づき経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合	1265/月	
	(Ⅱ)：経口維持加算（Ⅰ）を算定し、歯科医師、歯科衛生士、又は言語聴覚士が加わった場合	317/月	
再入所時栄養連携加算：医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理の調整を行った場合1回限度		633	
栄養マネジメント強化加算：管理栄養士の配置。食事の観察を週3日以上行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整を行う場合。栄養状態等の情報を厚生労働省に提出した場合		35/日	
外泊時費用：1月上限6日（外泊初日と最終日は除く）		1,145	
外泊時費用（在宅サービス利用）：外泊が認められ、当施設より在宅サービスを利用した場合		2,530	
緊急時治療管理：緊急的な治療管理をして処置を行った場合		1,638	
所定疾患施設療養費	(Ⅰ)：該当する疾患について投薬、検査、処置等を行った場合	756	
	(Ⅱ)：(Ⅰ)の要件に加え医師が感染症対策に関する研修を受講している場合	1,518	
かかりつけ医連携薬剤調整加算	(Ⅰ)イ：入所前に6種類以上の内服薬があり療養上の指導を行っている。入所後1月以内にかかりつけ医に処方の変更の可能性について合意を得ている場合	443	
	(Ⅰ)ロ：イの一部の要件を満たしている場合	222	
	(Ⅱ)：(Ⅰ)のイ又はロを算定し必要な情報を厚生労働省に提出した場合	759	
	(Ⅲ)：(Ⅱ)を算定。入所時より内服処方を1種類以上減少している場合	317	
自立支援推進加算 医師が医学的評価を6月に1回行い、3月に1回入所者ごとに支援計画を見直している。医学的評価の結果等を厚生労働省に提出している場合		949/月	
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ)ADL値、栄養状態、口腔状態、認知症の状況その他の心身の基本情報を厚生労働省に提出している場合	127/月	
	(Ⅱ)(Ⅰ)に加え疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出している場合	190/月	
安全対策体制加算（入所時） 外部研修を受けた担当者を配置し、安全対策の体制が整備されている場合		63	
入所前後訪問指導加算	(Ⅰ)：入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合 1回限度	1,423	
	(Ⅱ)：施設サービスの計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の支援計画を策定した場合	1,518	
退所時栄養情報連携加算 特別食又は低栄養状態の利用者に対して管理栄養士が医療機関等に情報提供した場合		222	
協力医療機関連携加算	(Ⅰ)：R6年度まで 協力医療機関との間で情報を共有する会議を定期的実施している場合	317/月	
	(Ⅰ)：R7年度から 協力医療機関との間で情報を共有する会議を定期的実施している場合	159/月	
	(Ⅱ)：R7年度から (Ⅰ)の協力病院以外	16/月	
高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)：新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。医療機関又はその地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している	32/月	
	(Ⅱ)：医療機関から3年に1回以上感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている	16/月	
新興感染症等施設療養費 パンデミック発生時等、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った場合。1月に1回、連続5日を限度		759	
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)：(Ⅱ)の要件に加え、見守り機器等のテクノロジーを複数導入している。又、職員間の適切な役割分担を行っている	317/月	
	(Ⅱ)：業務改善の取り組みを1年以内に1回提供し見守り機器等のテクノロジーを1以上導入している	32/月	
退所時情報等	試行的退所時指導加算：利用者様及び家族様に対する指導を行った場合	1,265	
	退所時情報提供加算（Ⅰ）：退所後の主治医に対する情報提供を行った場合（居宅）	1,581	
	退所時情報提供加算（Ⅱ）：退所後の主治医に対する情報提供を行った場合（医療機関）	791	
	入退所前連携加算（Ⅰ）：入所前または後30日以内に居宅介護支援事業所と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合	1,898	
	入退所前連携加算（Ⅱ）：入所期間が1月を超えて退所し、居宅サービス等を利用する場合、居宅介護支援事業所に診療状況や居宅サービスに必要な情報を提供した場合	1,265	
	訪問看護指示加算：退所時に訪問看護指示書を発行した場合	949	
ターミナルケア加算：ターミナルケアを行い、死亡された場合			
		死亡日以前31～45日	228
		死亡日以前4～30日	506
		死亡日前日及び前々日	2,878
		死亡日	6,008